



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

847	令和2年度自衛官募集	(市町村課).....	1
848	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	3
849	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	(障害福祉課).....	4
850	指定自立支援医療機関の指定	( " ).....	4
851	"	( " ).....	4
852	"	( " ).....	4
853	"	( " ).....	5
854	"	( " ).....	5
855	"	( " ).....	5
856	"	( " ).....	5
857	"	( " ).....	6
858	"	( " ).....	6
859	"	( " ).....	6
860	"	( " ).....	6
861	指定自立支援医療機関の変更	( " ).....	6
862	県営ため池等整備事業の工事の完了	(農業農村整備課).....	7
863	"	( " ).....	7
864	"	( " ).....	7
865	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	7
866	基本測量の終了	(技術調査課).....	8
867	公共測量の実施	( " ).....	8
868	公共測量の終了	( " ).....	8
869	"	( " ).....	8
870	"	( " ).....	9
871	"	( " ).....	9
872	"	( " ).....	9
873	"	( " ).....	9
874	都市計画事業の事業計画の変更認可	(都市政策課).....	9

### ○ 人事委員会告示

9	令和2年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験の実施	.....	10
---	---------------------------------------	-------	----

### ○ 警察本部告示

4	放置車両確認事務委託業務に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等	.....	15
---	--	-------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第847号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の

令和2年度募集について、次のとおり告示する。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 募集種目

- (1) 自衛官候補生（男子）
- (2) 自衛官候補生（女子）

2 試験期日、試験場及び試験種目

試験期日	試験場	試験種目
令和2年6月27日（土）	和歌山市	1 筆記試験 （国語、数学、地理歴史及び公民、作文） 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査
令和2年7月15日（水）	和歌山市	
令和2年7月16日（木）	和歌山市	
令和2年7月17日（金）	和歌山市	
令和2年7月18日（土）	和歌山市	
令和2年8月22日（土）	和歌山市	
令和2年9月25日（金）	田辺市	
令和2年9月26日（土）	和歌山市	
令和2年10月18日（日）	和歌山市	
令和2年11月14日（土）	和歌山市	
令和2年12月12日（土）	和歌山市	

\*試験期日及び試験場については、志願票提出後に自衛隊和歌山地方協力本部にて指定する。

3 受付期間

試験期日の前日まで

4 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の者（32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の属する月の翌月の末日現在において、33歳に達しない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 受験手続

(1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部、同地域事務所若しくは同募集案内所に請求すること。

名称	所在地	電話番号

本部	〒640-8287 和歌山市築港一丁目14-6	073-422-5116
橋本地域事務所	〒648-0073 橋本市市脇一丁目3-2 KK6ビル3階	0736-32-0744
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町五丁目1-2 新橋ビル2階	073-432-4479
有田募集案内所	〒649-0316 有田市宮崎町106-2	0737-82-6631
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1階	0738-23-0020
田辺地域事務所	〒646-0004 田辺市下万呂564-2 宮本ビル	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0053 新宮市五新1-24 三栄コーポレーションビル1階	0735-21-3449

## (2) 提出書類及び提出先

志願者は、自衛官候補生志願票1通及び受験票を（1）の機関に持参し、又は郵送すること。

## (3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した（1）の機関に連絡すること。

## 6 採用予定者への通知

(1) 選抜基準に達した者には、採用候補者名簿記載通知書を送付する。

(2) 不合格者には通知しない。

(3) 採用候補者は、採用候補者名簿に記載され、その後採用枠に応じて採用予定通知書を送付する。通知時期については、試験時に知らせる。

## 7 その他

(1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。

(2) 入隊時に再度身体検査を行うが、その際、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。

なお、併せて薬物使用検査を実施する。

## 和歌山県告示第848号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和2年7月8日まで縦覧に供する。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

令和2年6月8日

## 2 名称

特定非営利活動法人ころん

## 3 代表者の氏名

小川麻美

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市下三栖1499番地の82

## 5 定款に記載された目的

この法人は、地域の子どもひとりひとりが尊重され主体的な生活が送っていきけるような「生きる力」を身につけていくための支援を行い、療育に携わっている専門家を配置し、子どもの理解と個別支援を基盤として質の高いサービスを提供していくことを目的とする。

## 和歌山県告示第849号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞 退 年月日
岡村英夫	循環器内科	和歌山病院	日高郡美浜町和田1138	令和 2. 3. 31

## 和歌山県告示第850号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
しらら調剤薬局	西牟婁郡白浜町1404-4	—	上西崇弘	令和 2. 6. 1

## 和歌山県告示第851号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
合同会社REWARD	紀の川市貴志川町北山520-5	訪問看護	Ocean訪問看護ステーショ ン	令和 2. 6. 1

## 和歌山県告示第852号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日

株式会社有和	有田郡有田川町庄704-11	訪問看護	あうる訪問看護ステーション	令和 2.6.1
--------	----------------	------	---------------	-------------

## 和歌山県告示第853号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
フタツカ薬局 キーノ和歌山	和歌山市東蔵前丁39 キーノ和歌山3階	永井裕美	令和 2.6.1

## 和歌山県告示第854号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
しらら調剤薬局	西牟婁郡白浜町1404-4	上西崇弘	令和 2.6.1

## 和歌山県告示第855号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社白樺	和歌山市府中324番地48	訪問看護ステーション白樺	令和 2.6.1

## 和歌山県告示第856号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
合同会社REWARD	紀の川市貴志川町北山520-5	Ocean訪問看護ステーション	令和 2.6.1

## 和歌山県告示第857号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社よろこび	新宮市蜂伏9-26	ナースセンターよろこび	令和 2. 6. 1

## 和歌山県告示第858号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
ふゆの薬局	和歌山市冬野1764番1	中谷和史	令和 2. 6. 1

## 和歌山県告示第859号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
サカエ薬局	和歌山市楠本72-4	鈴木桂子	令和 2. 6. 1

## 和歌山県告示第860号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
かわむら医院	海南市下津町下津785番地2	川村貴秀	令和 2. 6. 1

## 和歌山県告示第861号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
よろずまちクリニック	和歌山市万町7 サピリア石倉2F	医療機関の所在地	和歌山市万町7 サピリア石倉2F号室	和歌山市万町7 サピリア石倉2F	令和2.5.1

#### 和歌山県告示第862号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 西の池地区
- 2 確定年月日 平成26年5月25日
- 3 工事を完了した時期 平成30年3月30日

#### 和歌山県告示第863号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 春日池地区
- 2 確定年月日 平成27年7月12日
- 3 工事を完了した時期 平成31年3月26日

#### 和歌山県告示第864号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 奥の池下地区
- 2 確定年月日 平成29年7月9日
- 3 工事を完了した時期 令和2年3月31日

#### 和歌山県告示第865号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**和歌山県告示第866号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正、国土広域情報修正）
- 2 作業期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県内全域

---

**和歌山県告示第867号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき由良町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳平面図データ作成）
- 2 作業期間 令和2年6月10日から同年9月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡由良町地内

---

**和歌山県告示第868号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき御坊市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（レベル1000航空写真撮影及び写真地図作成）
- 2 作業期間 令和元年5月21日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県海草郡紀美野町並びに有田郡湯浅町、広川町及び有田川町並びに御坊市並びに日高郡美浜町、日高町、由良町、印南町及び日高川町

---

**和歌山県告示第869号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき岩出市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（レベル1000航空写真撮影・写真地図作成）
- 2 作業期間 令和元年5月22日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県岩出市全域

**和歌山県告示第870号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき有田市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（レベル500航空写真撮影・写真地図作成）
- 2 作業期間 令和元年6月7日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県有田市全域

**和歌山県告示第871号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき橋本市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 令和元年9月1日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県橋本市全域

**和歌山県告示第872号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（基盤地図情報作成）
- 2 作業期間 令和元年10月20日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県の一部

**和歌山県告示第873号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき岩出市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳図データ）
- 2 作業期間 令和元年11月29日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県岩出市全域

**和歌山県告示第874号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年6月19日

- 1 施行者の名称  
かつらぎ町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
かつらぎ都市計画公園事業4・4・2号かつらぎ西部公園
- 3 事業施行期間  
自 平成28年3月1日  
至 令和6年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第9号

令和2年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験を次の要綱により実施する。

令和2年6月19日

和歌山県人事委員会委員長 平田健正

令和2年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分		採用予定人員	職務内容	採用予定時期
警察官A	男性	9人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持	令和3年4月以降
	女性	3人程度		
警察官B	男性	23人程度	上記警察官A男性又は女性の職務内容と同じ。	
	女性	7人程度		

注 採用予定人員は、退職者の状況等により変更する場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

試験区分		学歴・資格等	年齢及び性別
警察官A	男性	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和3年3月末日までに卒業見込みの人	昭和63年4月2日以降に生まれた男性
	女性	イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	昭和63年4月2日以降に生まれた女性
警察官B	男性	上記警察官A男性の受験資格に該当しない人	昭和63年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた男性
	女性	上記警察官A女性の受験資格に該当しない人	昭和63年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた女性

注 資格等が受験資格に該当するか否かが明らかでない場合は、和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日時	試験地	合格発表
第1次試験	令和2年9月20日（日）午前8時30分	和歌山市田辺市	令和2年10月5日（月）に和歌山県警察本部のホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	令和2年10月19日（月）及び同月20日（火）から同月22日（木）までのうち、和歌山県警察本部が指定する1日の計2日	和歌山市	令和2年11月6日（金）に和歌山県警察本部のホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
第3次試験	令和2年11月18日（水）から同月20日（金）までのうち、和歌山県人事委員会が指定する1日	和歌山市	令和2年11月30日（月）に和歌山県人事委員会事務局のホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目等	配点	内容
教養試験（※1） （択一式2時間）	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（50問）
資格加点（※2）		別表に掲げる対象となる資格等を有する者又は当該対象となる資格等に合格した者に加点する。
適性検査		職務遂行上必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験及び第3次試験における面接試験の参考資料とする。

（※1）教養試験の内容は、警察官Aについては大学卒業程度、警察官Bについては高等学校卒業程度で行う。

（※2）資格加点は、受験申込みの際に証明書の写しを添付の上、申請を行い、第1次試験当日に原本を提示した場合に限り、加点の対象とする。また、資格加点の対象となる資格等及び点数は別表のとおりとし、複数の資格等を有する場合は、最も点数の高いもののみを加点する。

なお、柔道の段位については公益財団法人講道館から、剣道の段位については一般財団法人全日本剣道連盟から授与されたものに限り、情報処理については平成13年度以降に実施されたものに限る。

別表

	対象となる資格等	点数
柔道及び剣道	3段以上	50点
	2段	40点
	初段	30点
語学（英語）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用英語技能検定1級</li> <li>・TOEIC 900点以上</li> <li>・TOEFL（iBT） 101点以上</li> <li>・TOEFL（PBT） 607点以上</li> <li>・TOEFL（CBT） 253点以上</li> <li>・国際連合公用語英語検定試験A級以上</li> </ul>	50点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用英語技能検定準1級</li> <li>・TOEIC 700点以上900点未満</li> <li>・TOEFL（iBT） 76点以上101点未満</li> <li>・TOEFL（PBT） 540点以上607点未満</li> <li>・TOEFL（CBT） 207点以上253点未満</li> <li>・国際連合公用語英語検定試験B級</li> </ul>	40点

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用英語技能検定2級</li> <li>・ TOEIC 500点以上700点未満</li> <li>・ TOEFL (iBT) 52点以上76点未満</li> <li>・ TOEFL (PBT) 470点以上540点未満</li> <li>・ TOEFL (CBT) 150点以上207点未満</li> <li>・ 国際連合公用語英語検定試験C級</li> </ul>	30点
情報処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ITストラテジスト試験</li> <li>・ システムアーキテクト試験</li> <li>・ プロジェクトマネージャ試験</li> <li>・ ネットワークスペシャリスト試験</li> <li>・ データベーススペシャリスト試験</li> <li>・ エンベデッドシステムスペシャリスト試験</li> <li>・ ITサービスマネージャ試験</li> <li>・ システム監査技術者試験</li> <li>・ 応用情報技術者試験</li> <li>・ 情報セキュリティスペシャリスト試験</li> <li>・ 情報処理安全確保支援士試験</li> <li>・ システムアナリスト試験</li> <li>・ アプリケーションエンジニア試験</li> <li>・ ソフトウェア開発技術者試験</li> <li>・ テクニカルエンジニア(ネットワーク)試験</li> <li>・ テクニカルエンジニア(データベース)試験</li> <li>・ テクニカルエンジニア(システム管理)試験</li> <li>・ テクニカルエンジニア(エンベデッドシステム)試験</li> <li>・ テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験</li> <li>・ 情報セキュリティアドミニストレータ試験</li> <li>・ 上級システムアドミニストレータ試験</li> </ul>	50点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本情報技術者試験</li> <li>・ 情報セキュリティマネジメント試験</li> </ul>	40点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ITパスポート試験</li> <li>・ 初級システムアドミニストレータ試験</li> </ul>	30点
財務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日商簿記検定1級</li> </ul>	50点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日商簿記検定2級</li> </ul>	30点

(2) 第2次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接
体力試験	200点	職務遂行上必要な体力についての試験(立幅跳び、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走及び往復持久走)
論文試験 (1時間30分) 【警察官A】	200点 (※)	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1,200字程度)
作文試験 (1時間) 【警察官B】	200点 (※)	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験(800字程度)
身体検査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査
身体精密検査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査(胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無及び聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。)

(※) 論文試験及び作文試験の採点は、第3次試験で行う。

また、別途作成する本試験案内に令和元年度の論文及び作文のテーマを掲載する。

## (3) 第3次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接

(第2次試験における身体検査及び身体精密検査の基準)

検査項目	合格基準
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
色覚	職務遂行に支障がないこと。
その他 (胸部疾患、伝染性疾患、心臓疾患等の有無及び聴力等)	職務遂行に支障がないこと。

注 上記検査項目のうち、視力については合格基準を下回る場合に、色覚及びその他については、いずれか一つでも職務遂行に支障があると認められる場合には不合格となる。

第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目（第1次試験の適性検査を除く。）には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

また、資格加点については、教養試験の合格基準を満たさない者には加点しない。

## 5 受験手続及び受付期間

## (1) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県警察本部警務課に申し込むこと。

## ア インターネット

和歌山県警察本部ホームページの「採用情報」欄にある「試験情報」を選択し、「令和2年度第2回和歌山県警察官A・警察官B採用試験」の電子申請サービスを選択して画面上の指示に従って申し込むこと。

## イ 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県警察本部警務課まで郵送すること。また、封筒の表に「警察官採用試験受験申込み」と朱書し、必ず簡易書留郵便にすること。

申込用紙は、和歌山県警察ホームページの「採用情報」欄の「試験情報」（<https://www.police.pref.wakayama.lg.jp/recruit/shiken/index.html>）又は、和歌山県ホームページの「和歌山県職員採用情報」（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/210100/saiyou.html>）から印刷するか、次の配布場所において入手すること。

〈申込用紙の配布場所〉

和歌山県警察本部警務課

和歌山県警察本部交通センター

県内各警察署

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

和歌山県東京事務所

和歌山県名古屋観光センター

また、配布場所まで申込用紙を取りに行くことができない場合は、和歌山県警察本部警務課まで

問い合わせること。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

令和2年7月1日（水）午前10時から同年8月13日（木）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

イ 郵送による申込みの場合

令和2年7月1日（水）から受付を開始し、同年8月13日（木）までの消印のあるものを受け付ける。

(3) 受験票等の交付

ア インターネットによる申込みの場合

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。写真票には、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

イ 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受験することができない場合がある。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登載された者でも採用されない場合がある。また、警察官に必要な適格性を欠くことが明らかとなったときにおいても、採用されない場合がある。採用候補者名簿の有効期間は、当該名簿が確定した日から原則として1年間である。

警察官Aの試験区分で受験した者のうち、大学卒業見込みで受験した人は、令和3年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。

- (2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、警察官Aの場合は6か月間、警察官Bの場合は10か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料月額（令和2年4月1日現在）は、おおむね以下のとおりであるが、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

大学卒	短大2卒	高校卒
208,600円	190,600円	176,500円

このほか、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇進

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の情報提供

この試験の結果については、受験者本人の申出により、情報提供を受けることができる。情報提供を希望する者は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、第1次試験及び第2次試験の結果については和歌山県警察本部警務課に、第3次試験の結果については和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。ただし、インターネットにより受験申込みを行った受験者は、「和歌山県電子申請サービス」により、情報提供を受けることができる。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の午後3時から1か月間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
第2次試験	第2次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験と第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	午前9時（情報提供期間の初日は、合格発表後）から午後5時45分まで インターネットにより受験申込みを行った受験者は、合格発表の日の午後3時から1か月間「和歌山県電子申請サービス」により提供を受けることができる。
第3次試験	第3次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験と第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験から第3次試験までを合わせた総合得点及び総合順位	

10 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局又は和歌山県警察本部警務課にすること。

**警察本部告示**

**和歌山県警察本部告示第4号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、放置車両確認事務委託業務に係る自治法令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和2年6月19日

和歌山県警察本部長 檜 垣 重 臣

1 総合評価一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

放置車両確認事務委託業務

(2) 入札件名

ア 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務

イ 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務

(3) 調達役務の仕様等

放置車両確認事務委託契約仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 総合評価一般競争入札に参加する者の資格

この総合評価一般競争入札に参加する資格を有する者は、令和2年6月19日（金）において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
  - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。
  - (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
  - (4) 国税、都道府県税及び社会保険料に未納がない者であること。
  - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (6) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けていない者であること。
  - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
  - (8) 暴力団等に対する、資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
  - (9) 入札参加資格確認時において、入札件名ごとに駐車監視員を2名以上雇用していること。
  - (10) 仕様書に定められた業務内容を公正かつ適確に遂行し得ること。
  - (11) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項に基づく和歌山県公安委員会の登録を受けていること。ただし、同法第51条の9に基づく和歌山県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる場合を除く。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この総合評価一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
    - ア 一般競争入札参加資格審査申請書
    - イ 事業経歴書（定款を添付すること。）
    - ウ 使用印鑑届
    - エ 誓約書
    - オ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
    - カ 所在地見取図
    - キ 一般競争入札参加資格審査申請提出書類確認書
    - ク 登記事項証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
    - ケ 印鑑証明書（入札公告の日以降に交付されたもの）
    - コ 次に掲げる税金等に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
      - (ア) 法人税並びに消費税及び地方消費税
      - (イ) 主たる事務所が所在する都道府県が課する税全税目
      - (ウ) 社会保険料の滞納がない旨の証明（提出日直近1年分）
    - サ 直近2年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）
    - シ 和歌山県公安委員会から交付を受けた2の（11）の登録に係る登録通知書又は登録更新通知書の写し
    - ス 駐車監視員資格者証の写し
  - (2) （1）のアからキまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和2年6月19日（金）から同年7月6日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。
  - (3) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年6月19日（金）から同年7月7日（火）まで

の県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センターに対して所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、令和2年6月19日（金）から同年7月10日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出すること。

郵送により提出する場合は、書留郵便で令和2年7月9日（木）午後5時までに5に掲げる場所に必着させること。

5 資格審査申請書類の配布及び提出場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

和歌山市西1番地 交通センター2階

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0356

ファクシミリ番号 073-475-0359

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和2年7月17日（金）までに通知する。

7 総合評価一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）総合評価一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

（2）（1）の説明は、令和2年7月27日（月）午後5時までに書面により求めることができる。

（3）（2）の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

（4）説明を求めた者に対する回答は、令和2年7月29日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。